

○財務省告示第八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十年十二月二十四日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 発行方法	四 募入決定の 方法	五 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十 五回、第六十六回、第六十七回、 第六十八回、第七十二回、第七 十回、第七十一回、第八十三回、第 八十四回及び第八十五回）及び利 付国庫債券（三十年）（第十一 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	機関は日本銀行とする。規定す る利回り格差（第十七号）に規 る。数値をいう。次号において同 じ。を競争に付して行われる入 札による発行し、利回り格差の 各申込みのうち、利回り格差の さいものからその応募額を順次 割り当てる。その応募額を順次	募入決定の方法	額面金額で千四百九十一億円



十四  
利  
子

償還期限  
償還金額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象

に係る所得税が源泉徴収されるもの  
るもとの記載又は記録の算式  
口座に記しては、前記の  
のついでに算出した金額を  
金額に百分の十を乗じた該  
額（たいたし、の十を乗じ  
額）を前記の算式により算  
住者は、又は外国に居住者  
に、又は外国に居住者  
は、又は外国に居住者  
出た金額に（一）の算式によ  
は、又は外国に居住者  
は、又は外国に居住者  
得税の税率を乗じた金額を  
控除するものとができる。を  
第十号に規定する発行日後の  
発行対象国の債権の支払の  
と、各支払期において、次  
算式により算出する金額を  
う。ただし、算出した金額を  
日に支払うときは、その翌  
日に支払うときは、その翌  
す。日（次号に同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各  
発行対象国債の利率／100×1  
／2

（別表のとおり）  
額面金額と  
平成二十年十月十五日付  
本証券業務協会の発行した  
店頭売買参加統計表に掲載  
れた各発行対象国債の平均  
値の

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付国庫債券） （第二十八年一回）	二・〇％	平成九年三月二十七日	百六億円
（利付国庫債券） （第二十八年一回）	二・一％	平成六年三月二十七日	七億円
（利付国庫債券） （第二十七年一回）	二・一％	平成九年三月二十六日	二百五十一億
（利付国庫債券） （第二十七年一回）	二・四％	平成六年三月二十六日	二百十八億
（利付国庫債券） （第二十六年一回）	二・一％	平成三年三月二十六日	三百四億円
（利付国庫債券） （第二十六年一回）	二・二％	平成三年三月二十六日	五十九億円
（利付国庫債券） （第二十七年一回）	一・九％	平成三年三月二十六日	二百七億円
（利付国庫債券） （第二十六年一回）	一・八％	平成十年三月二十五日	百十三億円
（利付国庫債券） （第二十五年一回）	一・九％	平成十年三月二十五日	四十八億円

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十年十二月二十四日

（（利 第三付 十年国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 十年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 十年国 十年庫 回）債 ）券
一 ・ 七 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 三成 月三 二十 十八	十年平 日十成 二二三 月十 二十七	十年平 日十成 二二三 月十 二十七
三 億 円	六 十 五 億 円	八 十 億 円	三 十 億 円